WORTH

福井法人会 会報　AUGUST 2014

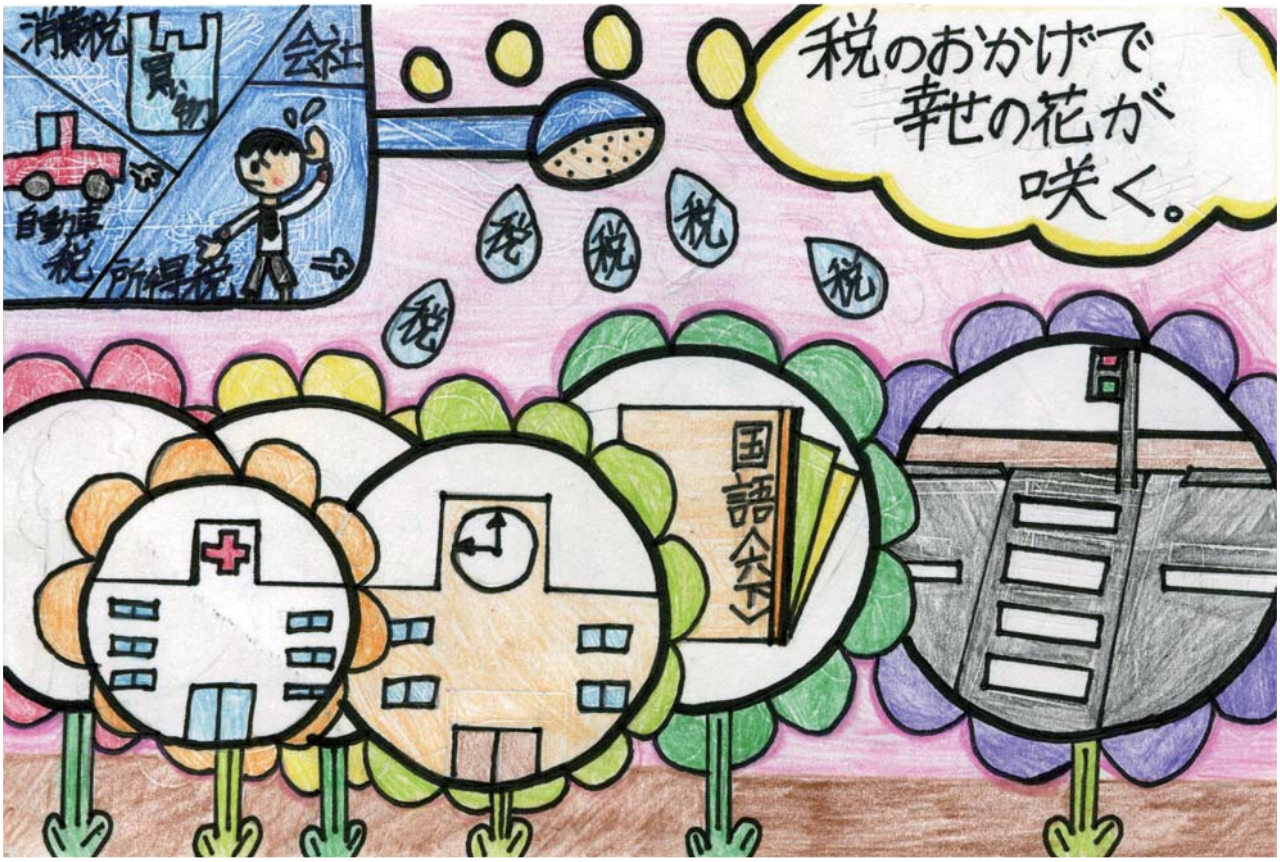

福井法人会主催　平成 25 年度「税に関する絵はがきコンクール」 **最優秀賞**　湊小学校６年　**島本菜瑠実** さん

vol.66

CONTENTS

会長挨拶 …… 1
税務署長挨拶 …… 2
税務署長インタビュー …… 3～4
H27年度税制改正要望事項 …… 5～6
H26年度事業計画 …… 7
定時総会・セミナー …… 8
税に関する絵はがきコンクール …… 9～10
青年部会だより …… 11
女性部会だより …… 12
税務署からのメッセージ …… 13～14
社会貢献 …… 15
法人会の活動ＰＲ …… 16
新入会員紹介 …… 17
県連の活動 …… 17～18
支部のお宝シリーズ …… 19
法人会活動日誌 …… 20
福井県からのお知らせ …… 21
広告 …… 22

ご　挨　拶

公益社団法人　福井法人会　会長　**清川　忠**

皆様こんにちは。

今年も暑い日が続いております。今年は異常気象かそれとも地球温暖化の影響か日本海側よりも太平洋側、特に東京などは雹が降ったそうです。しかもその雹は北陸特に福井には、ラムネ玉くらいの大きさの雹は降ったことはありません。それから台風の影響だろうと思いますが、大洪水にみまわれた関東地方などいろんなところで被害が出ています。備えあれば憂いなしとも言われますが、災害はいつ来るかわかりません。憂いのないように備えたいと思います。

舞鶴若狭自動車道が開通し、新幹線は来春金沢まで開通する見込みとなっております。一日も早い福井県までの開通を福井県民も望んでおります。

最近、中国で生産されたチキンナゲットなどで、カビが生えているものや、床に落ちたものを加工している様子をテレビで放映されていました。許されるものではありません。

土用の丑の日に、ウナギを食べる習慣があります。７月29日にはスーパーやデパートで販売されておりました。すぐに目が届くのが産地表示だろうと思います。色々考えて購入されたことと思います。

話は変わりますが、公益法人として、法人会の活動を今までより一層進めなければなりません。地域または市民に頼られる公益法人を目指して一丸となって進めていきます。

また法人会が開催する講演会勉強会、人間ドックの一部助成、PETガン検診の法人会特別割引などを通じて健全な経営者を目指し、また税のオピニオンリーダーとして参加することによって、会のメリットを勝ち取っていただきたいと思います。講習会ひとつをとりあげましても、有名講師、政治経済文化など幅広く取り入れ、皆様方の心、また頭の栄養にしていただけるものと思っております。

重点目標としまして、「会員の研鑽」「税のオピニオンリーダー」「地域社会への貢献」「より公益性の高い法人会を目指す」「e-Taxの促進」を五本柱として掲げ、幅広い事業活動を展開していきたいと思っております。税務御当局、友誼団体との連携をより大切にして、大型保障制度の推進など積極的に展開してまいりたいと思っております。

最後になりましたが、皆様のご発展とご健勝、ご多幸をお祈り申し上げて挨拶とさせていただきます。

ご　挨　拶

福井税務署長　**山根　裕**

公益社団法人福井法人会会員の皆様方には、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、福井税務署長を拝命いたしました山根でございます。福井税務署勤務は19年ぶり３回目となりますが、この福井の地で再び勤務できますことを大変嬉しく思っています。

福井法人会の会員の皆様方には、日頃から会活動を通じ、税務行政の円滑な運営につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、本誌をお借りしまして厚くお礼申し上げます。本事務年度におきましても、これまでの信頼関係を礎として、会員の皆様方との意思疎通を図りながら職務を遂行していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、福井法人会におかれましては、昭和32年に「よき経営者を目指すものの団体」、また、「健全な納税者の団体」として創設され、昭和59年に青年部会、平成６年には女性部会を設立されるなど、歴代会長をはじめ役員の皆様方のリーダーシップの下、組織の拡充に努めてこられました。この間、税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓蒙活動に大変熱心に取り組まれ、申告納税制度の下における税務行政の円滑な運営に多大な貢献をなされており、一昨年４月に公益社団法人へ移行した後も、より公益性の高い事業活動に取り組んでおられます。

また、本年４月から、新たに企業の内部統制や会計経理の質的向上に向け、個々の企業における自主的な取組を促すことを目的とした「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」を開始されておられます。更に青年部会におかれましては、「親子税金クイズ」、女性部会におかれましては、「税に関する絵はがきコンクール」を実施されるなど、租税教育事業にも積極的に力を注いでいただき、大変心強く感じております。

そのほか、決算期別説明会や聴いて得するセミナーなど各種研修会や講演会も数多く開催されており、このように幅広く活動を展開してこられた歴代会長をはじめ役員並びに会員の皆様方の御努力に対しまして心から敬意を表する次第でございます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、国際化・ICT化の進展とともに、消費税法等の改正や社会保障・税番号制度の導入など、大きく変化しております。このような環境の中で、引き続き、「適正かつ公平な課税と徴収の実現を図る」という任務を的確に果たし、税務行政に対する信頼を確保していくためには、e-Taxの着実な普及・定着や納税者の利便性の向上など、納税者の視点に立った質の高い行政サービスを行っていくことが重要であり、このような様々な税務の課題に取り組む際に、税務行政の良き理解者としての会員の皆様の存在は、大変心強く、大きなな支えであります。今後とも、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

終わりに当たりまして、公益社団法人福井法人会の更なる御発展と、会員の皆様方の益々の御健勝、御繁栄を心から祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

interview インタビュー

“福井税務署長に聞く”

福井税務署長　山根　　裕　氏

1. 自己紹介をお願いします。

出身は福井県坂井市で、市内の自宅からJR通勤しております。

今回の異動で、関東信越国税不服審判所（埼玉県さいたま市）での単身赴任生活を解消し、現在は、妻・娘との３人暮らしです。

ダイエットを兼ねて、６年ほど前から始めましたランニングでリフレッシュを図っておりますが、その後の反省会での栄養の取りすぎで、初期の目的を達成していないのが現状です。

2. 税務署に入られたきっかけを教えてください。

父が願書を出したため受験せざるをえなくなり・・・たまたま合格してしまったからです。

3. 新人のころのエピソードがあれば教えてください。

配属３年目、初めての調査で、調査先で家庭状況などを聞き取りしていくうちに家庭内の揉め事に触れ、安易に頷いたりしたことから家族の対立に巻き込まれ、対立する家族双方から叱られるなど、仕事が進まず上司にも大目玉を食ったことです。

4. 今までの仕事で一番印象に残っていることは何ですか。

平成19年、はじめて金沢国税不服審判所に勤務した時、これまでと違い、国税等の処分について、請求人（納税者等）と原処分庁（税務署等）双方の主張に対して、一事案を約１年掛けて調査・審理を行い、中立な立場で改めて判断を下すという仕事を経験したこと。

5. 仕事をする上で常に念頭においていることは何ですか。

一人では、然したる事はできないが、みんなが力を合わせれば何事も乗り切れる。

6. 日常生活で心がけていることがあれば教えてください。

運動（ランニング）とバランスの良い食事（糖質制限）！！！

7. 座右の銘があれば教えてください。

「一期一会」

8. 税務当局として今後の法人会に何を期待しますか。

法人会及び会員の皆様には、日ごろから税知識の普及や納税道義の高揚に熱心に取り組んでいただいておりますこと、また、e-Taxの普及・定着にも多大なご尽力をいただいておるところです。

今後とも、公益社団法人として、社会的責任も増し、一層公益性の高い事業に取り組んでいかれることと思いますが、引き続き、税務行政に対しましても、従来にも増してご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【福井税務署長　略歴】

山根（やまね）　裕（ゆたか）

生年月日	昭和29年６月24日（60歳）
出身地	福井県坂井市
略　歴	昭和49年４月　金沢国税局　採用
	平成16年７月　金沢国税局　総務部　税務相談室　税務相談官
	平成17年７月　東京局葛飾税務署　副署長
	平成19年７月　金沢国税不服審判所　審判部　副審判官
	平成21年７月　大野税務署長
	平成23年７月　金沢国税局　総務部　税務相談室　主任税務相談官
	平成24年４月　金沢国税不服審判所　審判部　審判官
	平成25年４月　関東信越国税不服審判所　第二部　部長審判官
	平成26年７月　福井税務署長（現職）

福井税務署人事異動（7月10日付）（法人会関係分）

（敬称略）

職　名	氏　名	前　任
署　長	山根（やまね）　裕（ゆたか）	関東信越国税不服審判所審判 第二部部長審判官
筆頭副署長	大谷（おおたに）　豊（ゆたか）	金沢国税局　課税部 酒類業調整官（福井署派遣）
法人課税第一部門統括国税調査官	海道（かいどう）　正美（まさみ）	武生税務署　法人課税第一部門統括国税調査官
法人課税部門連絡調整官	坂本（さかもと）　文子（あやこ）	福井税務署　法人課税第二部門上席国税調査官

平成27年度 税制改正要望事項

この改正要望は、福井県法人会連合会が県下の各単位会から提出された要望事項をとりまとめ、全法連へ提出したものです。

1　歳入・歳出、税制・財政

（1）社会保障制度のあり方

イ　医療、介護、年金、子育て等のあり方を見直し、社会情勢の変化に対応した制度の実現と、みんなで支え合う取り組みが必要である。
ロ　社会保障の充実・安定化及び効率化、財政健全化の安定財源確保のためには税制抜本改革が必要である。

（2）行財政改革の徹底

イ　国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制。
ロ　国・地方公務員定数を削減し、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
ハ　公益法人、独立行政法人に対する補助金は、真に必要なものだけに限定すること。
ニ　国と地方の二重行政を極力排除し、経費の効率使用に努めること。
ホ　民間でできるものは極力民間にまかせ、積極的な民間活力導入を行って、国・地方自治体のスリム化を図ること。
ヘ　課税標準を同じくする法人税、所得税、事業税、都道府県民税、市区町村税の申告・納税を一本化し、徴税コストの削減と納税者の利便性の向上を図ること。
ト　「事業仕訳」により国及び自治体の出先機関の要不用を徹底すること。

2　経済

（1）中小企業対策

イ　起業の促進、雇用の拡大、後継者の確保等活性化のための税の優遇は必要であるので抜本的な施策を講ずること。
ロ　必要な公共事業（インフラの整備等）は凍結せず行うこと。
ハ　就業人口の減少やすぐれた技能・技術承継のため、熟練者の雇用の確保を図る施策を講ずること。

3　国と地方

（1）三位一体の改革

イ　地方は地方交付税改革等を通じて、国依存から脱却し自立・自助の体質を構築すること。

（2）地域間格差

イ　都会と地方の所得格差は著しいものがあり、地場産業を振興させる税の優遇措置を図ること。
ロ　「ふるさと納税」制度を抜本的に改正すること。
ハ　寒冷地における減価償却資産の耐用年数の短縮を考慮すること。

4　国税・地方税

（1）法人税

イ　国際競争力強化のため、また企業の海外転出防止のために法人税の実効税率（特に地方法人二税（法人住民税・法人事業税））を引き下げること。
ロ　法人税実効税率の引き下げに見合う財源確保については、税制の公平性と透明性の観点から、租税特別措置法を見直すべきである。しかしながら課税ベース拡大にあたる当該見直しは慎重にすること。
ハ　中小企業の軽減税率適用所得金額を引き上げること。
ニ　退職給与引当金は将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入れについて損金算入を認めること。
ホ　同族会社の留保金課税制度（中小企業の課税は撤廃された）そのものは未だ存続しているが、個人所得税とのバランスからその意義は既に失われており、廃止すること。
ヘ　電話加入権を減価償却資産に変更し、損金算入を認めること。
ト　中小企業投資促進税制をさらに拡充すること。

（2）個人所得税

イ　生命保険料控除のうち個人年金保険料と介護年金保険料は全額控除対象とすること。
ロ　少子化対策として、子供が多くなれば世帯の税負担が軽減されるような税額控除制度等を創設すること。
ハ　所得控除全般が複雑なため整理・合理化を図り簡潔にすること。
二　土地建物の譲渡により生じた損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

（3）資産課税

イ　若い世代への資産移動を促すために贈与税の基礎控除を引き上げること。
ロ　非上場株式（取引相場のない株式）の評価については、実情に即した評価方法・評価額とすること。

（4）消費税

イ　軽減税率の導入に当たっては、事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保等の観点から、当面（税率10％まで）は単一税率が望ましい。
ロ　他の税目で課税されているものには消費税を二重に課税しないこと（タックスオンタックス）。
ハ　法人税の期限延長を申請した法人は、消費税も延長できる特例を設けること。
二　簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること。
ホ　消費税の滞納防止の観点から、延納制度を創設すること。

（5）印紙税

イ　現在の経済取引は、事務処理の機械化、取引形態の変化により作成される文書の形式・内容が変化し電子決済等でペーパーレス化している。文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じているので廃止すべきである。

（6）地方税

イ　自治体が新規に法定外税を導入するときは、十分検討の上真に必要なものに限定すること。
ロ　固定資産評価額（課税標準額）については、取引されている市場価格等の実勢価額で評価すること。また、特に建物については、経年により減価するので実態に即した評価額とすること。

（7）環境税

イ　導入については地球温暖化防止の観点から致し方ないが、自然エネルギーを奨励することから小水力・太陽光・風力・地熱等発電に対しては税の優遇や支援策を講ずること。

5　原発対策

イ　原子力発電所立地地域では原発関連産業に依存している割合が高いので、再稼働できないときは税制面において何らかの支援措置を講ずること。
　（イ）地域企業の設備投資資産に係る固定資産税の軽減措置
　（ロ）原発関連技術力の流出防止（人材確保等）のため助成金制度の設置
　（ハ）事業運転資金に係る借入金の負債利子の撤廃
ロ　地域社会からの要請で再稼働する場合は、安全面おいて誰もが納得できる対策等を講じ周知徹底を図ること。

6　その他

（1）番号制の導入

イ　平成28年1月から導入されるマイナンバー制度は行政事務の効率化・公平化の観点に立ち、社会保障、税、防災分野で活用すべきである。その活用においてはプライバシーの保護等多々問題もあるので、事務実施者等のセキュリティの具体的方策を周知徹底すること。

（2）租税教育

イ　小中高校生に対する正しい税についての教育は重要であり、租税教育を行うことについて民間団体を大いに活用すべきである。
ロ　学校教育において、税に関する作文・ポスター作り・討論会等を取り入れて、租税の必要性を育むため義務化とすべきである。

平成26年度の事業計画の主なもの

総務委員会

社会貢献事業

1　親と子のふれあいステージ
1月17日（土）　フェニックスプラザ

2　ほうじん寄席
「林家たい平」独演会
11月27日（木）　フェニックスプラザ　小ホール

3　女性部会の事業
（1）福井マラソンの給水
10月5日（日）　コース周辺
（2）豚汁の提供
11月9日（日）　福井運動公園

4　支部の事業
各支部において地域の他団体との協賛事業

5　県連の事業
（1）ひよこ手帳キャンペーン
（2）キッズ防犯ブザープレゼント
（3）法人会カップ少年サッカー
（4）中学女子駅伝・わんぱく駅伝

租税教育事業

1　税の公共施設探検隊
小学校5・6年生を対象として、公共施設等の見学を通じて「税」が何に使われ・なぜ必要かを学ぶ体験型事業

2　青年部会の事業
税金クイズ
1月17日（土）　フェニックスプラザ

3　女性部会の事業
税に関する絵はがきコンクール
11月～1月に募集
紙芝居と本の読み聞かせ

4　支部の事業
紙芝居と税金クイズ（各支部のイベント会場）

5　県連の事業
税金クイズ（応募型）
少年サッカー、中学女子駅伝・わんぱく駅伝の参加者

組織委員会

組織基盤強化・維持
支部役員による法人会員の加入勧奨を積極的に行い、合わせて退会の未然防止に努める

税制委員会

1　税制改正要望意見等の集約　4月～5月
平成27年度税制改正に向けてのアンケート集約と改正要望意見のとりまとめ

2　関係機関への要望等　10月～11月
全法連でまとめた要望・提言を県選出の国会議員、地方自治体の首長・議会議長に要望書を手交

広報委員会

1　会報「WORTH」の発行
8月と1月

2　ファックス通信「福井法人会ニュース」の発信
毎月1回

3　ラジオCM放送
10月～11月　FM福井

研修委員会

1　実務者セミナー
講師：税理士、社会保険労務士、弁護士
7月～2月　毎月1回　計8回　福井県自治会館

2　聴いて得するセミナー
9月～3月　隔月　計4回　福井県民ホール アオッサ6F

3　決算期別説明会
6月、10月、2月　計3回　福井県自治会館

4　著名人による講演会（税を考える週間）
青年部会創立30周年記念事業と共催
11月17日（月）　アオッサ8F

5　オンデマンドサービス
インターネットからのセミナー受講

6　小冊子の配付
税務、経営その他の参考図書

厚生委員会

1　人間ドック受診料の助成
本年は定員に達しました

2　PET健診の料金割引制度
福井県済生会病院と福井大学医学部附属病院
一般料金の5%割引

3　福利厚生制度保険加入者の観劇
「中村美津子」特別公演
7月22日（火）　中日劇場

4　福利厚生制度推進
大型保障制度、ビジネスガード、がん・医療保険

5　貸倒保障制度（取引信用）保険
三井住友海上火災保険

6　会員親睦ボウリング大会
8月22日（金）　ウェーブ40

定時総会の開催

公益社団法人福井法人会は５月14日、福井商工会議所ビルのコンベンションホールで第３回定時総会を開催した。
当日は、福井税務署の藪原孝夫署長をはじめ、来賓及び会員200人余りが出席した。議事では、第１号議案平成25年度収支決算報告承認の件、第２号議案平成25年度事業報告、第３号議案平成26年度事業計画及び収支予算の議案を審議し、承認または報告した。

また、総会後には、(株)佐藤満国際経営・農業研究所代表取締役社長の佐藤満氏が「売り上げは元気、利益は自信。新規のお客様、取引先を増やさないと会社はつぶれる」と題して、記念講演を行った。

実務者セミナー

「実務者セミナーを開催」

社会貢献事業の一環として、会員企業の日頃の実務に役立つテーマを題して8回に渡りセミナーを開催します。今年度の日程・内容・講師は次のとおりです。

①	26年 7月30日(水)	「平成26年度税制改正」	税理士	藤井俊彰氏
②	8月19日(火)	「最新版！助成金活用のポイント」	特定社会保険労務士	勝見秀樹氏
③	9月11日(木)	「消費税の仕組みと対応」		藤井俊彰氏
④	10月 8日(水)	「国の中小企業施策（金融）と帳簿の歴史」		藤井俊彰氏
⑤	11月19日(水)	「年金の仕組みと高齢者雇用のポイント」		勝見秀樹氏
⑥	12月11日(木)	「納得する人事評価制度の作り方」		勝見秀樹氏
⑦	27年 1月14日(水)	「不動産取引の基礎」	弁護士	金井　亨氏
⑧	2月13日(金)	「組織再編と労働契約」		金井　亨氏

なお、開催場所及び時間はいずれも福井県自治会館で、
13時30分～15時30分となっています。受講をお待ちしています。

聴いて得するセミナー

テレビ・新聞等で著名な講師、あるいは地元で活躍している方等を講師として、「聴いてみて良かった」と思うセミナーを年間4回開催します。

26年 9月17日(水)	「大人の脳力トレーニング講座：～右脳左脳の使い方トレーニング理論と実践～」	宮谷伸一氏
26年11月 6日(木)	「終活とは～よりよく生きるために～」	武藤頼胡氏
27年 1月21日(水)	（　未定　）	
27年 3月 4日(水)	（　未定　）	
【会場・時間】	アオッサ６階研修室　14時～15時30分	

税に関する絵はがきコンクール

女性部会の主管で「税に関する絵はがきコンクール」を実施した。これは、当会の事業の一つである租税教育活動の一環で、小学生に税に対する関心をより深めてもらう目的で、小学６年生を対象に行ったものである。今回は福井市と永平寺の小学校30校から873点の応募があった。

その作品から、国・市町の税務関係者、絵画専門家及び当会の役員らが厳正に審査を行い、最優秀賞１点、優秀賞11点、佳作22点、入選63点を選んだほか、学校賞として応募作品が多かった19校を選んだ。

また、最優秀賞と優秀賞に選ばれた児童への表彰式は２月22日（土）にユアーズホテルフクイにて行い、入賞作品は２月25日から福井春山合同庁舎、福井市役所市民ホール、福井銀行・北陸銀行・福井信用金庫の支店、エルパ等で巡回展示した。

最優秀賞

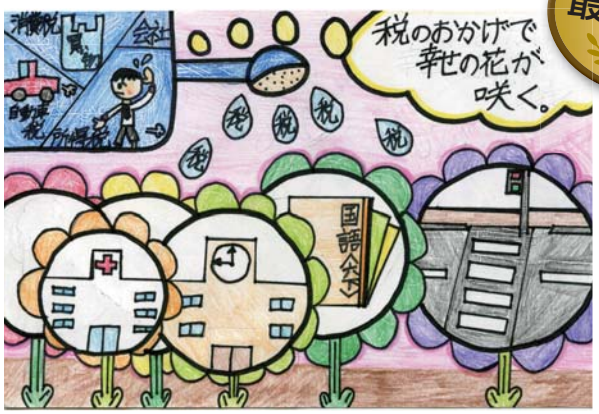

湊小学校６年　**島本菜瑠実** さん

福井法人会長賞

松岡小学校６年　**島田　千歩** さん

永平寺町租税教育推進協議会長賞

松岡小学校６年　**竹原　千乃** さん

福井放送社長賞

文殊小学校６年　**沖　歩香** さん

福井テレビ社長賞

和田小学校６年　**高野　準也** さん

福井ＦＭ放送社長賞

啓蒙小学校６年　**竹下なごみ** さん

←展示風景

↓記念写真

←審査風景

福井税務署長賞

松岡小学校6年　柴山　菜伽 さん

福井市長賞

文殊小学校6年　坪田　永恋 さん

福井法人会女性部会長賞

麻生津小学校6年　吉川　花玲 さん

福井新聞社長賞

清明小学校6年　東　一花 さん

福井市租税教育推進協議会長賞

社北小学校6年　渡辺　由奈 さん

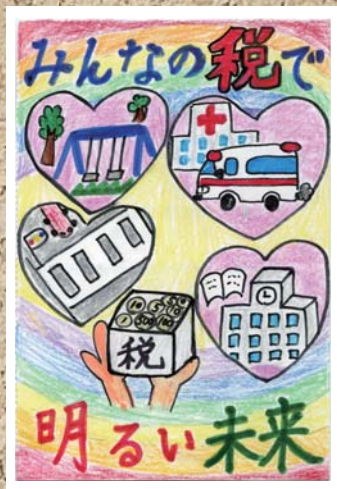

永平寺町長賞

志比南小学校6年　竹澤未依菜 さん

青年部会だより

高村　明彦

親と子の税金クイズ開催

福井法人会主催の親子ふれあい事業が平成26年１月18日フェニックスプラザ大ホールにて開催され、今回は第１部で「親と子の税金クイズ」、第２部で「中国雑伎団アクロバットショー」を一日２回公演し述べ1,500名の親子が参加した。

「親と子の税金クイズ」は青年部会が企画運営し、税に関する問題を○×形式で出題し各々の出題には税金博士（福井税務署担当官）が解答をわかりやすく説明する形式となっているが、子供たちには、問題を５問正解すればステージに上がれる、次に全問正解すればさらに豪華？景品が当たることがなによりの魅力のようだ。

今回も税金クイズを終え、「税について勉強になった」「税金への理解が高まった」との多数の感想をいただき成功裡に終了できたこと、またイータ君も登場し会場を盛り上げてくれたことに感謝します。

女性部会だより

安部　文恵

この度、福井法人会女性部会は創立二十周年を迎えることとなりました。これもひとえに親会福井法人会の皆様、税務署ご当局、関係団体のご支援、ご協力の賜物と心より厚く御礼申し上げます。

平成六年六月七日に設立総会が行われて以来、「法人会組織の一員として研修、交流を通じた部会員の資質向上と社会への貢献をめざす法人会活動の充実に努める」のスローガンに基づき、多くの研修、租税教育、社会貢献活動を行ってまいりました。これも歴代会長をはじめ、多くの諸先輩の熱意と努力によって成されたもので、心から感謝を申し上げます。

今後も女性部会会員の加入を推進しながら、税務、経済、経営の研究と自己啓発を図り、共に学んで向上し、協力し、楽しみながら地域社会に喜ばれる活動を続けてまいります。明るい未来を信じ、女性特有のやさしさと細やかさを持って次の節目へと前進してまいります。

最後に、今後とも福井法人会女性部会への変わらぬご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。

契約書や領収書と
印　紙　税

平成２６年４月

印紙税は、「契約書」「手形」「領収書」など、次のページの「印紙税額一覧表」に掲げる文書に対して課される税金です。印紙税は、これらの文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙を文書に貼り付け、これに消印して納付します。

例えば、「不動産売買契約書（第１号文書）」、「工事請負契約書（第２号文書）」、「売上代金の領収書（第17号の１文書）」などは、その文書に記載されている金額に応じて、納める印紙税額が異なりますから、お間違いのないようご注意ください。

印紙税についてお分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）でお尋ねください。

なお、印紙税が課される文書に当たるかどうかをお尋ねのときは、その文書をご持参ください。

「金銭又は有価証券の受取書」の非課税範囲が拡大されています。

「金銭又は有価証券の受取書」については、これまで、記載された受取金額が３万円未満のものが非課税とされていましたが、平成 26 年４月１日以降、この非課税範囲が、受取金額５万円未満のものまで拡大されています。

「不動産の譲渡に関する契約書」や「建設工事の請負に関する契約書」の印紙税の軽減措置が拡充されています。

「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」については、これまで、これらの契約書に記載された契約金額が１千万円を超えるものに軽減措置が適用されていましたが、平成 26 年４月１日以降、この軽減措置の適用範囲・軽減額が拡充されています。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。【 国税庁ホームページ　www.nta.go.jp 】

※　国税庁ホームページでは、このほかにも、印紙税に関する法令解釈通達、質疑応答事例なども掲載しています。また、申告や届出に必要な様式をダウンロードすることもできます。

収入印紙は、郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所で購入しましょう。

※　このリーフレットは、平成２６年４月１日現在適用されている法令に基づいています。

国　税　庁

この社会あなたの税がいきている

契約書とは

「不動産の譲渡に関する契約書」、「消費貸借に関する契約書」、「請負に関する契約書」などの「契約書」とは、契約の当事者が、契約の成立があったことを明らかにするために作成する文書（請書など、契約の一方の当事者だけが作成するものも含まれます。）をいいます。

また、既に成立している契約の内容を変更したり、新たな内容を追加したことを明らかにするために作成する文書や、本契約を結ぶ前にあらかじめ作成する予約の契約書も含まれます。

消費税及び地方消費税の金額が区分記載されている場合等の契約書、領収書

消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」といいます。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることによりその取引に当たって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、「建物売買契約書」などの第１号文書、「工事請負契約書」などの第２号文書、「領収書」などの第17号文書について、その消費税額等の金額は記載金額に含めないこととされています。

（例）請負契約書（第２号文書）において、

① 請負金額 1,080万円　税抜価格 1,000万円　消費税額等80万円　と記載したもの
② 請負金額 1,080万円　うち消費税額等80万円　と記載したもの
③ 請負金額 1,000万円　消費税額等80万円　計 1,080万円　と記載したもの
④ 請負金額 1,080万円　税抜価格 1,000万円　と記載したもの

⇒ 上記①～④は、記載金額 1,000万円、印紙税額は１万円（印紙税の軽減措置が適用される建設工事請負契約書の場合は５千円）となります。

印紙税を納付しなかったときは

印紙税が課される文書の作成者が、印紙税を納付しなかったときは、たとえ印紙税が課されることを知らなかったり、収入印紙を貼り忘れた場合であっても、納付しなかった印紙税の額の３倍（収入印紙を貼っていないことを自主的に申し出たときは 1.1倍）の過怠税が課されます。

また、文書に貼り付けた収入印紙に所定の方法で消印をしなかったときは、その消印しなかった収入印紙の金額と同額の過怠税が課されます。

なお、過怠税は、その全額が法人税の損金や所得税の必要経費に算入されませんので、ご注意ください。

印紙税を誤って納付したときは

印紙税を納付する必要がない文書に誤って収入印紙を貼って印紙税を納付したり、印紙税として定められた金額を超えた収入印紙を文書に貼って印紙税を納付した場合には、その文書を過誤納となったそのままの状態で所轄税務署に持参し、一定の手続をとることによって、印紙税の還付を受けることができます。

なお、収入印紙は国の各種手数料の納付などにも使用されますが、これらの納付のために誤って収入印紙を貼った場合などは、印紙税の還付の対象にはなりません。

収入印紙の交換について

汚損又はき損されていない収入印紙は、最寄りの郵便局で他の額面の収入印紙と交換することができます。

なお、交換の際には、郵便局に提出する収入印紙１枚につき５円の手数料がかかります。

※収入印紙を現金に交換することはできません。

社会貢献事業・支部における事業

和田支部　れんげ和ん田ぁ～らんど祭

和田支部では、5月11日に「れんげ和ん田ぁ～らんど祭」実行委員会が主催する2014「れんげ和ん田ぁ～らんど祭」に共催し、税に関するPR活動をフラワーフィールド（福井県済生会病院北側）で行った。

このイベントは、れんげ田（12,000㎡）を約1か月間解放して地区内外の住民に自由に参加・出入して頂き自然の良さを体験してもらうものであり、東消防署のハシゴ車を始め連合自治会、各種団体が模擬店を立ち上げるなど地区住民総力のもとで開催された。

その中で、支部役員が「税金クイズ」、「税に関する紙芝居」を実施して地区の子供達と税金の使われ方等について学び、大変好評であった。

中央支部
和太鼓コンサート 道 2014

中央支部では、3月29・30日の両日に和太鼓集団 北乃庄が主催する和太鼓コンサートに協賛し、福井まちなか文化施設 響のホールで開催されたコンサート、特に本年は10周年にあたり子供太鼓 北の庄童鼓も合わせて実演される大変盛大な中で、支部役員が、集まった子供達に対して「税金クイズ」、「税に関する紙芝居」を実施し税について学ぶことができて非常に好評であった。

西安居支部　新春講演会

西安居支部では、3月15日に安居公民館にて林幸男氏による「笑いと健康」、はやおき亭貞九郎氏による「相撲場風景」、「ムコはんは外国人」を開催し、多数の地域住民が参加し非常に好評であった。

福井法人会の主な事業

- 実務者セミナー、聴いて得するセミナー、決算期別説明会などの研修会を定期的に開催しています。
- 税制改正についての意見を取りまとめ、関係機関へ提言・要望をしています。
- 著名人による講演会を随時開催しています。
- 税務・経営の参考となる小冊子を随時配布しています。
- 会報「WORTH」、FAX通信「福井法人会ニュース」を定期的に発行しています。
- 「親と子のふれあいステージ」を毎年開催しています。同時に小中学生に対して「税金クイズ」を行っています。
- 「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。
- 「ほうじん寄席」を毎年開催しています。
- 福井マラソン大会の給水ボランティアを実施しています。
- 「中学女子駅伝」「わんぱく駅伝」に協賛し、税金クイズを行っています。また、同日に子どもたちに豚汁をふるまっています。
- 「法人会カップ少年サッカー」に協賛し、税金クイズを行っています。
- 福利厚生制度加入者を対象に観劇旅行を行っています。
- 人間ドック受診料の一部を助成しています。
- PET健診料金の割引制度（済生会病院・福井大学病院）を支援しています。
- 貸倒保証制度（取引信用保険）を支援しています。

新入会員紹介

平成26年１～７月

法 人 名	業　　種	支 部 名
えちぜん鉄道（株）	鉄道業	松　本
（株）LSせき	コンビニエンスストア	森田河合川西
合同ホーム（株）	不動産業・マンション管理業	和　田
社会福祉法人白山会	医療福祉	麻生津
（株）職人二人	飲食店	順　化
（株）大電サービス	機械サービス	中　藤
（株）Next Solution	卸売業	宝　永
ライフ商事（株）	サービス業・温泉施設	啓蒙円山

福井県連の活動状況

「ひよこ手帳」運動に協賛

平成26年度においても“春の交通安全キャンペーン～子どもを交通事故から守ろう～”をスローガンにした「交通安全ひよこ手帳」運動に協賛している。この交通安全キャンペーンは、お子様の交通安全意識の高揚と、ひとり歩きを始められたお子様の交通安全を願い、福井県下の新入学児童7,385名全員に「ひよこ手帳」を配布しています。今年の贈呈式は、県下入学式に合わせて4月7日（月）に行われました。また、この手帳には「交通事故損害保険」が付いています。

この協賛事業も今年で14年目になり学校関係者からは非常に喜ばれています。

第2回定時総会の開催

公益社団法人福井県法人会連合会は平成26年5月28日、ユアーズホテルフクイ「芙蓉の間」で、第2回定時総会を開催した。

当日は金沢国税局の課税部長、法人税課長、福井県総務部税務課長補佐（福井県知事代理）及び福井税務署長等多数の来賓が出席した。

総会では、平成25年度収支決算が承認され、理事会承認事項である平成25年度事業報告や平成26年度事業計画、収支予算が報告された。

総会後の記念講演会では、医療ジャーナリスト・写真家の伊藤隼也氏による「認知症予防」と題した講演が行われた。

本年も「税金クイズ」を実施

“法人会CUP福井県U-12少年サッカー福井県大会”及び“中学女子駅伝＆わんぱく駅伝”に出場した選手に対し、税に関心を持ってもらう目的で三者一択の「税金クイズ」を実施している。

このクイズに全問正解すると図書カードを渡しており、非常に好評で毎年応募者が増加し昨年は1,200人を超えた。

税務に役立つ小冊子
平成２６年度
主要税法取扱便覧

一覧表形式・2色刷りで使いやすい税金ハンドブックです。

申し込みはFAXで受付いたします。会社名・住所をご記入の上お申し込み下さい。後日郵送いたします。（冊子代金、送料とも無料）

FAX：27－2499

支部のお宝シリーズ⑯

中藤支部

県都福井市の第二副都心・中藤島地区

発展が著しい中藤島地区の遠望（R８と新幹線予定地方面）

中藤島地区は福井市の北部に位置し、昭和49年に田原町にあった福井市中央卸売市場が移転開設してから徐々に変貌をとげ、最近10年ぐらいの間に、大型量販店の進出、放送局や新聞社等のメディア関係、そして結婚式場や大型電機店と幾多の出店があり、一大商業地となりました。又、北陸新幹線計画を見通した市場周辺土地区画整理事業の整備も終わり、周辺は多くの住宅やマンションが軒を並べ、現在人口11,676人、4,224戸（４月１日調べ）と文字通り、交通・物流も含め副都心化してきました。

急激な住宅化に伴って、手狭であった中藤小学校も移転し、現在791人、市内４番目の大規模校となりました。

これからもさらに発展し続ける地区となるよう、その町づくりを支援していきたいと思う。

フェニックスまつりに協賛し開催されている地区最大の「なかふじ龍神まつり」風景。毎年、地区民約3,000名の参加を得て、大小45のテントが出店し、にぎわっている。

平成25年4月1日移転新築された中藤小学校全景

法人会の活動日誌

平成26年1月～6月

◉福井法人会

1/16(木)	実務者セミナー⑦	福井県自治会館
1/18(土)	親子ふれあいステージ	フェニックスプラザ
1/22(水)	聴いて得するセミナー	アオッサ
2/12(水)	実務者セミナー⑧	福井県自治会館
2/21(金)	決算期別説明会	福井県自治会館
2/27(木)	研修委員会	福井商工会議所ビル
2/28(金)	厚生委員会	福井商工会議所ビル
3/4(火)	正副会長・委員長会議	ユアーズホテルフクイ
3/5(水)	税制委員会	福井商工会議所ビル
3/6(木)	聴いて得するセミナー	アオッサ
3/7(金)	総務委員会	福井商工会議所ビル
3/14(金)	組織委員会	福井商工会議所ビル
3/19(水)	広報委員会	福井商工会議所ビル
3/24(月)	理事会	福井商工会議所ビル
4/18(金)	正副会長・委員長会議	福井商工会議所ビル
	理事会	福井商工会議所ビル
5/14(水)	第3回定時総会	福井商工会議所ビル
6/9(月)	決算期別説明会	福井県自治会館
6/10(火)	北陸法人会連合会役員総会	金沢市
6/19(木)	正副会長・委員長会議	ユアーズホテルフクイ
	税務連絡協議会総会	福井春山合同庁舎

■青年部会

1/18(土)	親子ふれあいステージ	フェニックスプラザ
2/6(木)	理事会	ヨーロッパ軒総本店
2/18(火)	真価塾	一本義久保本店
2/28(金)	ボーリング大会	ウェーブ40
3/14(金)	卒業生を送る会	ピリケン
	新入会員オリエンテーション	ピリケン
4/8(火)	理事会	アオッサ
5/16(金)	第30回定時総会	ホテルフジタ福井
6/6(金)	研修委員会	柳月亭

■女性部会

1/28(火)	絵はがきコンクール第一次審査	アオッサ
2/6(木)	新春講演会	ホテルフジタ福井
2/7(金)	絵はがきコンクール最終審査	福井商工会議所ビル
2/22(木)	絵はがきコンクール表彰式	ユアーズホテルフクイ
2/27(木)	常任理事会	アオッサ
4/7(月)	理事会	アオッサ
4/10(木)	全国女性フォーラム	香川県
5/16(金)	第20回定時総会	ホテルフジタ福井
6/17(火)	各委員会及び理事会	アオッサ
6/27(金)	実行委員会（周年事業）	アオッサ

■支部事業

3/15(土)	西安居・新春講演会、役員会
3/29(土)	中央・和太鼓コンサート
30(日)	〃
5/11(日)	和田・れんげ和ん田ぁ～らんど祭
6/5(木)	森田河合川西・役員会

◉福井県法人会連合会

1/9(木)	事務局会議	あわら市
2/25(火)	福利厚生制度連絡協議会	敦賀市
3/26(水)	理事会	ユアーズホテルフクイ
4/7(月)	臨時正副会長会議	ユアーズホテルフクイ
	ひよこ手帳贈呈式	福井テレビ
4/23(水)	正副会長会議	ユアーズホテルフクイ
	理事会	〃
5/28(水)	第2回定時総会	〃
6/4(水)	税制委員会	福井商工会議所ビル
6/19(木)	県税務連絡協議会総会	福井春山合同庁舎

■青年部会連絡協議会

6/4(水)	正副会長会議	ユアーズホテルフクイ
	第24回通常役員総会	〃

■女性部会連絡協議会

2/20(木)	正副会長会議	ユアーズホテルフクイ
	絵はがきコンクール最優秀選定	〃
5/28(水)	正副会長会議	〃
	第11回通常役員総会	〃
6/18(水)	研修会	勝山市

福井県子ども家庭課から事業者の皆さまへのお知らせです。

仕事と子育ての両立を支援します！

0歳児育児休業応援企業奨励金

県では、仕事と家庭での子育ての両立を応援する職場づくりを進め、子どもが1歳になるまでの育児休業取得を促進する企業に奨励金（20万円）を支給します。

◆要件◆
・県内に本社を有し、常時雇用する労働者の数が100人以下の企業
・従業員が、子どもが1歳になるまでの育児休業を取得し、復職した（過去3年間において初めて子どもが1歳までの育休取得者が出た）場合
◆申請◆
申請期限は、職場に復帰した日の翌日から3か月以内です。詳しくは県子ども家庭課にお問い合わせください。

育児短時間勤務応援事業

育児短時間勤務制度を利用された方の保育料の負担を軽減します。

◆支給対象者◆
・満1歳、満2歳の保育園児の保護者の方
・上記の園児に係る育児短時間勤務制度を、連続して6か月以上利用した方（育児短時間勤務制度利用を勤務先が証明した書類が必要）
・育児短時間勤務により、これまでの保育時間を2時間短縮した方
◆支給額◆
育児短時間勤務制度の利用期間中に負担した、上記「支給要件」に該当する園児に係る保育料の4分の1
◆申請◆
住民票がある市町の保育担当課にお問い合わせください。

ふくいの子宝応援給付金

国の育児休業給付金に上乗せすることで、育児短時間勤務の活用を促進し、若い世代が安心して出産・子育てできるよう後押しします。

◆支給対象者◆
受付開始日である平成27年4月1日以降に次の要件を満たす方
・育児短時間勤務（1日の労働時間を6時間に短縮）を連続して6か月以上利用し出産した後、子が1歳になるまで育児休業を取得し復帰した方
◆支給額◆
通常の労働時間による育児休業給付金と、短時間勤務による育児休業給付金との差額相当分について、30万円を限度として支給します（千円単位切り捨て）
◆申請◆
平成２７年４月１日から受け付け開始。
申請期限は、職場に復帰した日から3か月以内です。詳しくは県子ども家庭課にお問い合わせください。

福井県健康福祉部 子ども家庭課 少子化対策グループ
〒910－8580　福井市大手3丁目17－1　TEL:0776-20-0341　FAX:0776-20-0640
URL: http://www.pref.fukui.jp/doc/kodomo/
E-Mail:kodomo@pref.fukui.lg.jp

法人会のビジネスガード
Business Guard Series

AIU保険
Member of AIG

会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

- 政府労災の上乗せ補償制度 アットワーク ハイパー任意労災
- 企業向け第三者賠償保険 企業賠償保険STARs（スターズ）
- 火災と地震災害に備える プロパティーガード＋地震対策プラン
- 個人情報の漏洩事故対策 個人情報漏洩対策プラン

AIU保険会社
URL:http://www.aiu.co.jp

お問合せ先
福井支店
〒910-0006
福井県福井市中央3-3-23
TEL.0776-28-0141　FAX.0776-28-0140
（受付時間：午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く）

この広告は保険の概要をご説明したものです。
「地震対策プラン」につきましては、一部お引受できない地域がございます。ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

法人会会員企業にお勤めの皆様は、
お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

入院前・入院後の通院にもちゃんと応える医療保険

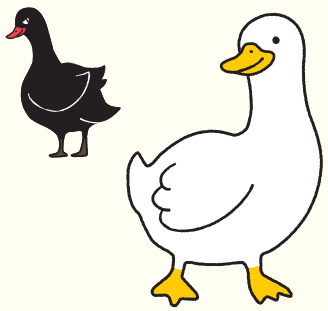

—法人会—
ちゃんと応える医療保険 EVER

健康に不安がある方も入りやすい医療保険

アフラックは医療保険契約件数No.1
平成25年版「インシュアランス生命保険統計号」

—法人会—
健康に不安がある人も入りやすい医療保険
もっとやさしいEVER エヴァー

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉
Aflac アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）

福井支社
〒910-0006 福井県福井市中央1-3-12 ユアーズ大手ビル5F
法人会フリーダイヤル 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。
AF法推-2014-0012　6月17日

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

経営者が、重大疾病にかかった時のそなえを確保。

Jタイプ[無配当重大疾病保障保険]は、重大疾病による生存リスクから企業を守ります!

Jタイプ
無配当重大疾病保障保険

ポイント1 重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、重大疾病保険金を支払います。
◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

ポイント2 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。
◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

ポイント3 約款所定の高度障害状態または不慮の事故による身体障害状態になられた場合、以後の保険料払込は不要となります。

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。
※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。
◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。
◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げ等のお取扱いとなることがあります。
◎この資料の記載内容は、平成26年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。
◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社　福井支社/福井市中央3-3-23　TEL 0776-24-2269

F-25-1025(平成26年3月11日)

発行
公益社団法人 福井法人会
〒910-0006 福井市中央3-3-23 北陸中央ビル3F
TEL 0776-27-0100／FAX 0776-27-2499／http://www.fukui-houjinkai.or.jp